

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社大友建築設計事務所

第1 求 人

- 1 本所は、国内全職種について、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できない時は、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、国内全職種について、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、ご意向と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、最大限努めさせていただきます。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者をご紹介できるよう、最大限努めさせていただきます。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には、電子メールの使用により明示します。
ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめ、それらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

＜苦情処理窓口＞

職業紹介責任者 宛

東京都港区南青山 6-1-6 パレス青山 301 号室

TEL：03-6277-1833（会社）／TEL：090-6837-7441（職業紹介責任者直通）

- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職した場合にも、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内全職種です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は、職業紹介責任者に詳しくおたずねください。

2023 年 08 月 30 日
代表者 大友晃毅